

## 「白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例（案）」に対するパブリックコメントの結果について

白岡市市民生活部地域振興課

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 1 意見募集期間       | 平成26年10月10日（金）から平成26年11月10日（月）まで |
| 2 骨子の公表場所      | 市役所、中央公民館、コミュニティセンター及び市公式ホームページ  |
| 3 意見提出件数       | 6名6件（地域振興課持参1件、郵送1件、電子メール4件）     |
| 4 意見の内容及び市の考え方 | 以下のとおり                           |

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>【意見提出者1】</p> <p>1 第2条について</p> <p>審議会の審議対象は本来条例第20条の規定による検証です。従って（2）まちづくりの推進に関する（3）場所の検討に関する、はその趣旨にそぐわないのではないのでしょうか。それとも（2）や（3）はすでに具体的な作業が行われていて、その成果を審議するのでしょうか。</p>	<p>⇒本審議会は、参画と協働のまちづくりを推進するために設置するものです。</p> <p>第2条第1号は、自治基本条例第20条に基づき、同条例に定める自治のあり方、参画と協働のまちづくりの進捗状況等について検証を行うことを規定しているものです。</p> <p>また、同条第2号は、参画と協働のまちづくりに関する具体的な施策の実施状況や進行管理等を行うことを、同条第3号は、参画と協働のまちづくりを推進するための市民活動に関する情報収集・発信を行う場の検討を行うことをそれぞれ規定しているものです。</p> <p>このように、本条に規定している本審議会の所掌事項は、全て「参画と協働のまちづくり」の推進を図ることを目的としたものであり、本審議会でも網羅的に検証、審議等を行うことが効率的な行政運営を図るためにも、適当であると考えております。</p>

## 2 第3条について

(2)と(3)を別だてする趣旨がわかりません。「知識経験を有し、市長が必要と認める者」が良いと思います。

## 3 第4条について

今回、27年10月に検証を終えるための審議会が同年4月に発足するという事は、メンバーの募集期間等を考えると、審議に要する期間は数ヶ月と見込んだと理解します。であれば、4年に一度、数ヶ月の審議の為に任期2年の委員を常設する必要は無いのではないのでしょうか。都度、募集すれば足りると思います。尚、市民協働を標榜するところ、この審議会条例案作成には、市民は参加もしくは参加の呼びかけはあったのでしょうか。

### 【意見提出者2】

#### 1 所掌事項について

自治基本条例20条に基づく検証作業は、基本条例で4年を超えない期間ごとに組織を設置することとなっており、本審議会条例の常設型とは異なると思います。本審議会では他の二つを所掌事項とし、別途検証の審議会もしくは委員会を

⇒第3条第2項第2号に規定する「知識経験を有する者」とは、市民の参画と協働に関する深い知識や豊富な経験を有する方のことです。

また、同項第3号の規定は、「公募に応じた者」、「知識経験を有する者」以外の方のうち、市長が委員となっていただくことが必要と認める方のことであり、本審議会の審議内容や検討事項によっては様々な分野の知識を有する方に参加していただくことが必要となる場合が考えられることから第2号とは別に規定しているものです。

⇒「1」のご意見に対する回答のとおり、本審議会は、「参画と協働のまちづくり」を推進するため、自治基本条例の検証のほか、第2条に規定された事項の審議、検討を行う予定としております。

同条例の検証以外の事項については、継続的に審議等を行っていくことが必要となることから、本審議会は常設型の会議としました。

また、本条例案の検討に当たっては、市民の方にご参加いただいておりますが、本条例は、多くの市民の方にご参加いただいた「自治基本条例を作る会」及び「自治基本条例市民推進会議」のご意見及びご提言に基づいて制定をすることとなったものであり、本条例案は、各会議における市民の方のご意見を踏まえて作成したものです。

⇒自治基本条例第20条は、4年を超えない期間ごとに、同条例を検証することを規定するものであり、また、その際には、市民の参画する組織を設置して検証を行わなければならない旨を規定したものです。

設置するか、もしくは本審議会の所掌事項とするのであれば、検証作業一つとするべきではないでしょうか。

## 2 組織

「参画と協働」を掲げる審議会ですので、公募に応じた市民が多数を占める必要があると思います。委員の構成に公募委員を過半とする旨明記が必要だと思います。また(2)と(3)は「知識経験を有し、市長が必要と認めるもの」でよろしいかと思います。

### 【意見提出者3】

1 審議会の所掌事項の内(1)の条例20条の規定による検証に関する事項は、別途「検証委員会」を立ち上げて行うべきである。

(理由)「検証作業」の本来の目的及び時限性に鑑みて、他の(2)、(3)の事項と切り離し「検証委員会」を立ち上げて行うのが妥当

2 組織・構成は、(1)公募に応じた者(公募委員)、(2)知識経験を有する者で市長が必要と認める者、(3)委員の1/2以

つまり、本条は、同条例の検証を市民が参画した上で行うことを義務付けたものであり、常設型の組織において検証を行うことを制限しているものではありません。

また、「参画と協働のまちづくり」に関する事項は、本審議会でも網羅的に検証、審議等を行うことが、効率的な行政運営を図るためにも適当であると考えております。

⇒ご意見のとおり、本審議会には多くの公募委員に参加していただきたいと考えますが、7月に制定した「市民参画条例」に市の審議会等は原則公募とする旨を規定しております。

条例に公募委員の人数や割合を規定すると、それを満たさない場合に会議の開催が困難になってしまうおそれがあるため、条文には規定せず、公募委員の募集の際に、多くの方に参加していただけるよう周知を図ってまいります。

⇒本審議会は、参画と協働のまちづくりを推進するために設置するものです。

第2条に規定している事項は、全て「参画と協働のまちづくり」の推進を図ることを目的としたものであること、また、効率的な行政運営を図るためには、類似する内容を検討する会議等の設置は極力避けるべきであるとの考えから、第2条に規定する事項を本審議会において網羅的に所掌することといたしました。

⇒第3条第2項第2号に規定する「知識経験を有する者」とは、市民の参画と協働に関する深い知識や豊富な経験を有する方のことです。

上は公募委員で構成する。

(理由) 市民の参画と協働の町づくり推進を目的とした審議会である以上、公募委員が過半を占めるのは当然であること、知識経験者と市長推薦枠を別枠とする理由が明確でない。尚、委員数は10人にこだわらず12人～15人と弾力対応も可能ではないか。予算対応は日当減額により可能であると考察。

#### 【意見提出者4】

この条例によって審議会の設置が可能となり喜ばしく思います。今後は、審議会での審議の「すすめ方」を具体的に決めておくことが求められると感じます。

- 1 委員さんのレベル向上のための勉強の機会をどうするか。
- 2 審議結果の扱いをどうするか etc…

また、同項第3号に規定する「その他、市長が必要と認める者」とは、「公募に応じた者」、「知識経験を有する者」以外の方のうち、市長が委員となつていただくことが必要と認める方のことであり、本審議会の審議内容や検討事項によっては、様々な分野の知識を有する方に参加していただくことが必要となる場合が考えられることから、第2号とは分けて規定しているものです。

公募委員については、「市民参画条例」に市の審議会等は原則公募とする旨を規定しています。十分な応募が得られない場合に会議の開催が困難になるおそれがあるため、公募委員の人数や割合等は条例に規定せず、公募委員の募集の際に、多くの方に参加していただけるよう周知を図ってまいります。

また、委員数につきましては、会議に出席していただいている全ての委員に発言をいただき、活発な議論がなされるよう10人以内と規定しているものです。

⇒本審議会の設置・開催に向け、会議の進め方等についてしっかりと検討してまいります。

本審議会の開催に当たっては、就任していただいた委員の方に、本市における参画と協働のまちづくりの経緯、自治基本条例等関連条例の内容、会議のあり方等についてしっかりとご説明させていただきます。

また、本審議会においてご審議いただいた結果については、市長へ答申、報告を行うとともに、市広報紙、ホームページ等により市民の方にお知らせいたします。

【意見提出者5】

1 「参画と協働のまちづくり」の基本は、市民ありき！です。審議会という形で進めるべきではないと思います。

当該審議会条例案作成にあたり市民の声が反映されていますか？アライバイ作りのパブコメからでは遅すぎます。行政主導の「参画と協働のまちづくり」はありえません。

「自治基本条例市民推進会議」の検討でも企画の段階から市民の意見を聴くことが重要だと提言してきたのですが、理解されていないようです。

2 第2条(1)は、市の施策について検証するものですから、第3者委員会の形式にすべきではありませんか。また、4年毎に設置すればいいものです。

(2)、(3)は、去年の「自治基本条例市民推進会議」で提言した事項を進めるためのものと思います。提言の要は市民ありき！です。市民が主体的に発言できる協議会のような体制にすべきです。常在の委員会です。

また、性格が異なりますので(1)とは、切り離し別個の委員会にすべきです。

3 市民ありきの考え方から、第3条(1)の委員が中心となり、(2)、(3)の委員は、「その他市長が必要と認める知識経験を有する者」で纏め、若干名に留めるべきです。

⇒本条例は、多くの市民の方にご参加いただいた「自治基本条例を作る会」及び「自治基本条例市民推進会議」のご意見及びご提言に基づいて制定することとなったものであり、本条例案は、各会議における市民の方のご意見を踏まえて作成したものであることから、市民の方のご意見は、条例案に対するパブリックコメントという形で伺うこととしたものです。

⇒市では、自治基本条例は、条例の中でも特に重要なものであることから、その検証は、条例により設置され、委員が非常勤特別職となり、市長からの諮問に対して答申を行う審議会の形式で行うこととしております。

また、第2条第2号及び第3号に規定する事項に関しましては、委員に主体的かつ活発なご議論をいただき、参画と協働のまちづくりに関する様々なご提言をいただきたいと考えております。

このように本審議会では、議題の内容に応じた会議運営を行っていきたくて考えています。

第2条については、全て「参画と協働のまちづくり」の推進を図ることを目的としたものであり、本審議会において網羅的に検証、審議等を行うことが適当であると考え、このように規定しました。

⇒第3条第2項第2号に規定する「知識経験を有する者」とは、市民の参画と協働に関する深い知識や豊富な経験を有する方のことです。

また、同項第3号の規定は、「公募に応じた者」、「知識経験を有する者」以外の方のうち、市長が委員となっていただくことが必要と認め

4 できるだけ多くの市民が公募できるように会議招集は夜間や休日にすべきです。平日の日中では、働いている人たちが公募できません。

【意見提出者6】

1 条例20条による検証に関することは、常設である必要はないので、あえて条例を制定しなくても自治基本条例で決められていることなので、別に検証委員会を設けて来年4月を待つことなく、すぐにでも発足させてはどうですか。来年10月までに検証しなければならないので検証作業は集中しなければ生きた検証ができません。

2 組織については(2)知識経験を有する者から市長が必要と認める者として(3)項は削除したほうがよいと思います。参画と協働のまちづくり審議会を設置することは自治基本条例を具体化するために大切なことだと思います。

る方のことであり、本審議会の審議内容や検討事項によっては様々な分野の知識を有する方にご参加いただくことが必要となる場合が考えられることから第2号とは別に規定しているものです。

また、各号の委員数や割合を規定することにつきましては、「市民参画条例」に市の審議会等は原則公募とする旨を規定しています。

十分な人数の公募委員の確保ができない場合に、会議の開催が困難になるおそれがあるため、ことが考えられます。このようなことから、委員数や割合等については条例に明記せず、公募委員の募集の際に、多くの方に参加していただけるよう周知を図ってまいります。

⇒本審議会の委員公募に対し、なるべく多くの市民の方に応募していただけるよう、会議時間等の検討を行います。

⇒市では、自治基本条例は、条例の中でも特に重要なものであることから、その検証は、条例により設置され、委員が非常勤特別職となり、市長からの諮問に対して答申を行う審議会の形式で行うこととしております。

なお、検証作業は、来年4月から約半年の期間で集中的に実施いたします。

⇒第3条第2項第2号に規定する「知識経験を有する者」とは、市民の参画と協働に関する深い知識や豊富な経験を有する方のことであり、第3号の規定は、「公募に応じた者」、「知識経験を有する者」以外の方のうち、市長が委員となっただけでいただくことが必要と認める方のことであり、本審議会の審議内容や検討事項によっては様々な分野の知

識を有する方に参加していただくことが必要となる場合が考えられることから第2号とは別に規定しているものです。